

法律知識 No.59

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

Q

隣の家の木の枝が土地の境界を越えて伸びてきており、うちの家の壁に当たりそうになっています。このまま伸び続けると壁に当たることになり、家の壁を傷付けるのではないかと思います。隣の家の人に枝を切るよう何度も言っているのですが、一向に切ってくれません。このまま相手が枝を切ってくれないのであれば、裁判をしなければいけないのでしょうか。



A

隣の家の木の枝が境界を越えて伸びてきた際のことについては、以前この欄において扱ったことがあり、現行民法においては、根は越境された側が切ることができるが、枝は切ることができず、訴訟を起こすしかないと説明しました。

このような違いがある理由については、i 竹木の所有者にその根を切除させるためには、越境された側の土地に立入りさせなければならないが、枝は越境した側から伐採することが可能であること、ii 枝は成熟した果実が付いていることもあり価値が高いが、根は価値が低いことが挙げられていました。しかし、i については、越境された部分については、越境された土地の所有者が自ら枝を伐採することが物理的に可能であって、必ずしも竹木の所有者が伐採しなくてもよいこと、ii については、根を切れば竹木が枯死する可能性があり、枝は価値があるが根は価値がないと単純にいえなことから、根と枝で扱いを異ならせることについて合理性がないとも考えられていました。

そこで、民法の改正がなされ、一定の場合、越境された側の土地の所有者が自ら越境している枝を切り取ることが認められました。

自ら枝を切り取ることが認められる条件は、1 竹木の所有者に枝を切除するよう要求したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき、2 竹木の所有者を知ることができず、または、その所在を知ることができないとき、3 緊急の事情があるとき、とされています。緊急の事情とは、例えば、災害対策のため直ぐに工事をしなければならないが、越境している隣地の枝が工事の妨害になっているときなどが当たるとされています。この改正は、令和5年4月までに施行されます。

今回の場合は、隣の家の人に何度も枝を切るよう言っているにもかかわらず、切ってくれない訳ですから、上記の1に該当すると思われます。従って、改正民法施行後は、訴訟をせずとも、隣から伸びてきている枝を切ってしまうことができます。

ここからは広告です。